

内閣府特命担当大臣（防災） 松本 純 殿

**乳児用液体ミルク導入にあたり、
災害時の安全で適正な使用を担保するルール作りと
母乳育児の保護・支援の推進に対する要望書**

公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 全国助産師教育協議会
一般社団法人 日本助産学会
一般財団法人 日本助産評価機構
一般社団法人 日本母乳哺育学会
一般社団法人 乳児用液体ミルク研究会
災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会
NPO 法人 日本ラクテーション・コンサルタント協会
NPO 法人 ラ・レーチェ・リーグ日本
母乳育児支援ネットワーク

2017年3月29日

※乳児用液体ミルクは、液状ミルク、液状乳ともいいますが、この要望書では、内閣府のサイトで使われている用語「液体ミルク」に統一しています。

4つの要望

1 防災・減災・自助として、 平常時からの母乳育児の保護と支援を推進してください。

平常時であれ災害時であれ、最も安全で簡便な乳児栄養は母乳です。物資が入手しづらくなる災害時に乳児を母乳で育てることは最大の自助でもあります。一方、営利企業が母親に母乳代用品の販売促進活動をすることで不安が増幅され、必要のない母乳代用品の使用が促進されることがあります。商業的マーケティングからの偏った情報によるものではなく、家族の健康と状況に最もふさわしい、本人が納得した選択ができるように、消費者庁・厚生労働省などと共管・連携し、「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」*の国内法制に向けた体制を整備してください。

法規制なしに平常時への乳児用液体ミルクの普及を推進することは、母乳で育つ乳児を減少させ、ひいては国民の健康にマイナスの影響を及ぼし、医療費の増大にも繋がります。他方、平時に母乳で育てられる乳児が増えれば、医療費も削減できます。特に災害時には粉ミルクや液体ミルクを必要とする乳児に手厚い支援ができます。

*「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」(WHO, 1981) 以下「国際規準」

2 すべての母子が避難所で安心して授乳できる 環境整備をしてください。



3 乳児用液体ミルク導入にあたって、 安全で適正な使用を担保するルール作りをしてください。

母乳代用品（粉ミルク・液体ミルク）は医学的に必要な時、あるいは女性が十分に情報提供を受けたうえで選択した場合に、安全に使用されるべき製品です。

輸入される乳児用液体ミルクを使用する場合、ラベル表示責任者が1つひとつの販売容器やパッケージに直接、または簡単には取れないラベルに、日本語で目立つように「国際規準」に基づいた表示をすることを義務化し、その監視体制を確立してください。国内で乳児用液体ミルクが新しく製品化される場合も上記を適用してください。

4 災害に備えて乳児用液体ミルクの迅速な調達、管理(集積)、供給の 一元管理体制を整備してください。

粉ミルクが必要な母子にとって、清潔な水と燃料が不足がちな災害時には、液体ミルクはより安全な乳児栄養です。そのため、災害に備えて乳児用液体ミルクの迅速な調達、管理(集積)、供給の一元管理体制を整えることは喫緊の課題であると考えます。

日本では9割以上の母親が母乳で育てたいと考えていますが、適切な支援と正確で十分な情報提供がなされていない現状があります。乳児の栄養について、家族の健康と状況に最もふさわしい納得した選択ができるためには、商業的な影響のない支援を十分に受けられることが重要です。

平常時への乳児用液体ミルク導入に際しては、
母乳育児を保護するための法制整備が並行して行われるべきです

<具体案>

1

○厚生労働省・消費者庁などの関係部署が連携し「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」*の国内法制に向けた体制の整備

2

○乳児栄養に配慮した避難所運営ガイドラインの周知徹底（女性が安心して授乳できるスペースの設置を含む）

3

○輸入される乳児用液体ミルクを使用する場合、ラベル表示責任者が、1つひとつの販売容器やパッケージに直接、または簡単には取れないラベルに、以下の「国際規準」に基づく内容を日本語で目立つように表示することの義務化と監視体制の確立
[乳児用調製粉乳の日本の現行表示義務より]

◇ 当該食品が母乳の代替食品（母乳代用品）として使用できるものである旨（ただし、乳児にとって母乳が最良である旨の記載を行うこと）

[「国際規準」より]

◇ この製品は、どのような場合に必要かということ、および適正な使用方法についての助言を保健医療従事者から受けた場合のみに使用すべきであるという記載

◇ 適切な調乳のための説明書と、不適切な調乳による健康被害に関する警告

※液体ミルクの場合、調乳とは必ずよく振ってから飲ませる旨を含みます。

4

○災害時に母乳代用品を必要とする乳児に十分な製品が行きわたり安全に使用できるような一括一元管理体制を法制化するための政策委員会の立ち上げ

※母乳で育てている場合の不必要な使用は母乳の分泌を減らす可能性がありますので、一律に配布しないことが重要です。

○災害時に使用される乳児用液体ミルクを輸入に頼る場合、迅速に被災地へ届けるため、事前の災害時購入協定の締結と、通関手順・搬送方法およびその指示系統の明確化

* 「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」(WHO,1981)とは

1981年の世界保健総会で採択され、日本も1994年から承認している国際決議です。

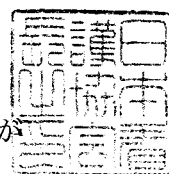
乳児の健康のために母乳育児を推進し保護するためだけではなく、適切な情報と納得の上、粉ミルクや液体ミルクを安全に使用できるよう保証することも述べています。

2016年の世界保健総会では、加盟各国に対し「国際規準」の包括的な国内法制化が推奨されています。

共同要望団体 一覧

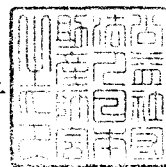
公益社団法人 日本看護協会

会長 坂本すか



公益社団法人 日本助産師会

会長 岡本喜代子



公益社団法人 全国助産師教育協議会

会長 井村真澄



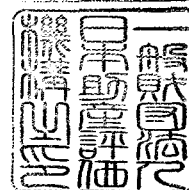
一般社団法人 日本助産学会

理事長 高田 昌代



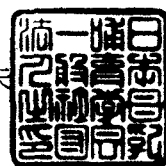
一般財団法人 日本助産評価機構

理事長 堀内成子



一般社団法人 日本母乳哺育学会

理事長 板橋 家頭夫



一般社団法人 乳児用液体ミルク研究会

代表理事 末永恵理



災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会 代表 本郷寛子



NPO 法人 日本ラクテーション・コンサルタント協会 代表理事 山本よしこ

NPO 法人 ラ・レーチェ・リーグ日本

代表理事 森あさよ

母乳育児支援ネットワーク

代表理事 多田香苗